

千葉県一時生活支援事業実施要綱（令和6年度募集用）

第1 事業の目的

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所の供与、食事の提供等を行い、併せて関係機関と連携して自立のために必要な支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき実施する。

第2 実施主体

- 1 千葉県（以下「県」という。）
- 2 県は事業を、第1に定める目的を達成可能な民間事業者に委託することができる。

第3 事業内容

1 支援の対象となる者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（1）又は（2）に該当する者を対象とする。

（1）次のア、イいずれにも該当する者

ア 収入要件

事業の利用を申請した日（以下、「申請日」という。）の属する月における申請者（事業の利用を申請した者。以下、同じ。）及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合算額が、「基準額※」と「住宅扶助基準に基づく額※」との合算額以下であること。

イ 資産要件

申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額の6倍以下であること。

（2）生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、千葉県健康福祉部健康福祉指導課が本事業による支援が必要であると認める者であること。

注：（1）の「基準額」及び「住宅扶助基準に基づく額」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第6条第1号で規定する次の額のことをいう。

「基準額」 申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年

度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者の収入の額を1.2で除して得た額、をいう。

「住宅扶助基準に基づく額」 昭和38年4月1日厚生省告示第158号(生活保護法による保護の基準を定める等の件)による住宅扶助基準に基づく額、をいう。

2 支援の内容

(1) 支援する期間

3か月を超えない期間とする。

なお、千葉県健康福祉部健康福祉指導課が必要と認める場合にあっては、6か月を超えない期間とすることができる。

(2) 開設期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 開設居室数

単身世帯用2室を下限として開設する。

なお、各居室は以下の設備を有するものとする。

- ・浴室又はシャワー室
- ・トイレ・洗面所

第4 人員配置

利用者の受付や食事等の提供、退所後の居住支援等に従事する支援員を1名以上置くとともに、事業の責任者を置くこと(兼務可)。

第5 関係機関等との連携について

事業の実施に当たっては、第3の1に定める対象者の支援を行うために、関係する行政機関及び民間団体等と連携を図らなければならない。

第6 計画の策定等

(1) 事業の実施に当たっては、「(第1号様式)千葉県一時生活支援事業業務委託実施計画書」により、あらかじめ実施計画を定めること。

(2) 実施計画に基づく業務の実施状況について、翌月10日までに「(第2号様式)千

葉県一時生活支援事業業務委託実施状況報告書」により提出すること。

第7 守秘義務等

- 1 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 2 受託者は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年2月6日から施行する。